

## 「精神障害者」の定義規定の歴史

法律名	生年月日	規定内容	備考
精神衛生法	1950.5.1 (法律 123 号)	<b>第 3 条</b> この法律で「精神障害者」とは、 精神病者(中毒性精神病者を含む)、 精神薄弱者及び精神病質 者をいう。	
同改正法	1954.6.14 (法律 179 号)	<b>第 3 条</b> 変更なし	1 条・2 条の精神障害者→精神 障害者「等」 第 51 条(覚せい剤等の慢性中毒 者に対する措置)の追加
同改正法	1965.6.30 (法律 139 号)	<b>第 3 条</b> 変更なし	変更なし
精神保健法	1987.9.26 (法律 98 号)	<b>第 3 条</b> 変更なし	変更なし
同改正法	1993.6.18 (法律 74 号)	<b>第 3 条</b> この法律で「精神障害者」とは、 精神分裂病、中毒性精神病、精 神薄弱、精神病質 <u>その他の精神 疾患を有する者をいう</u>	3 条については公衆衛生審議会 答申(93.3.17)を反映 1 条 2 条 51 条は変更なし
精神保健及び 精神障害者福祉 に関する法律 (略称 精神保健 福祉法)	1995.5.19 (法律 94 号)	<b>第 3 条は第 5 条へ移行</b> 内容は変更なし	旧 51 条は新 44 条へ移行 1 条・2 条は変更なし
同改正法	1999.6.4 (法律 65 号)	<b>第 5 条</b> この法律で「精神障害者」とは、 精神分裂病、 <u>精神作用物質によ る急性中毒又はその依存症、知 的障害</u> 、精神病質 <u>その他の精神 疾患を有する者をいう</u>	44 条(覚せい剤の慢性中毒者に 対する措置)は削除 1 条、2 条の精神障害者「等」→ 精神障害者
同改正法	2005.11.7 (法律 123 号)	<b>第 5 条</b> 精神分裂病→統合失調症	障害者自立支援法制定に伴う 改正